
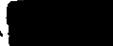





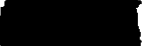
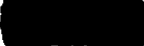


2022年度

加盟団体長会議 要望・提案等提出様式

団体名	No. 49 三鷹市スキー連盟			
種類	要望	提案	対象	総務 教育 競技
件名	日本アルペン主催の第56回アルペン複合大会における 4旗門不通過の誤審認定と参加選手に対する謝罪、 および再発防止に向けた公認大会のビデオ撮影導入の要望			
理由	<p>【事実関係の概略】</p> <p>2022年3月27日に日本アルペンスキークラブが主催した第56回アルペン複合競技大会2日目のSL競技2本目において、の選手が旗門No1・4の4旗門を不通過したにも関わらず、競技委員長、旗門審判員、スタート審判のいずれもが揃いもそろって旗門不通過を見落とす前代未聞の誤審が発生した。選手側は競技終了直後から抗議するも、一部の大会役員に抗議を妨害され続けた。その後、主審は抗議を受け付けたものの、TDは競技終了後15分以内に証拠ビデオの提出がないことを理由に失格抗議を認めなかった。結果、の選手は優勝し、他の同クラス選手全員が不利益を受けるという都連公認レース史上稀にみるお粗末な珍事が発生した。</p> <p>選手側の書面による抗議に対して、都連は競技本部内に調査委員会を立ち上げたが、調査委員会は当該旗門不通過の事実についてジャッジ権限の無い3名の役員（合図係、コース係）に現認されているものの、の不通過を認定する物的証拠（ビデオ等）が存在しないことから失格者を特定できないため、これらは正しいジャッジ（ジュリーの裁定に瑕疵はない）であったと結論づけた。</p> <p>【時系列の詳細状況】</p> <p>旗門No1・・・ スタート審判からすぐ見える位置にあったが、スタート審判は第1旗門目からの選手の旗門不通過を見落とした。</p> <p>旗門No2・・・ そもそも担当旗門員は旗門No2の足元を見えない位置に配置されていた。担当旗門員は何をもって旗門通過を判断していたのは不明。旗門員が旗門の足元を確認出来ないため旗門通過を判断出来ないことは明らかな状況だった。 ただし、旗門No2はジャッジ権限の無い3名の役員、選手側及び観客の目の前であったため、一連の旗門不通過は大会役員・観客を含めた複数名の面前で目撃された。</p> <p>旗門No3, 4・・・ 天候もよく担当旗門員から視認可能な位置であったが、旗門員はの選手の旗門不通過を完全に見落とした。</p>			

の選手は4旗門目を通過後に観客からの旗門不通過の指摘を受けて一旦コース上で止まったが、5旗門目から正常なラインで再スタートをした。

選手側は、暫定リザルト公表直後に大会役員に抗議時間を確認したものの、旗門審判員のジャッジペーパーが未着であることを理由に一部の大会役員から何度も抗議を妨害され、結果的に15分以内の抗議が受け付けられなかった。なお、の選手本人からも大会役員に対して旗門不通過の可能性を何度か自己申告されていたが、抗議がないことを理由に大会役員側が受け付けていない。

その後、選手側の再三の抗議に対し主審がようやく抗議を受けつけた。しかしながら、主審に対して選手側や観客が旗門不通過を証言したにもかかわらず、またジャッジ権限の無い3名の役員がその場で主審に対して旗門不通過の現認を証言したにもかかわらず、TDはビデオ等の物的証拠がないことを理由に抗議を認めなかった。

【選手側の主張】

ジャッジ権限の無い3名の役員が旗門不通過を現認している事実（調査委員会の確認済み）を踏まえると、ジャッジ権限があった役員（競技委員長、旗門審判員、スタート審判）全員が旗門No1-4という4旗門にわたり旗門不通過を見落としていたのは明らかに誤審である。しかるに、主催者側の役員は選手側の抗議を妨害するのみならず、自分たちの失態を棚に上げたうえでビデオ等の物的証拠がないことを理由に抗議を受け付けなかった。そもそも、身内である3名の役員が旗門不通過を証言している中で、ジャッジ権限があった役員が対象選手のBibNoを特定出来ないこと自体に問題がある。TDは選手側にBibNoの客観的証拠を求めているが、旗門通過の確認は旗門審判員の役割であり、選手側は旗門不通過者のBibNoを客観的に特定する立場にない。

調査委員会の判断は抗議要件を極めて狭義な範囲（抗議≒要物的証拠）にとらえて判断したものであると思われるが、一連の流れを見れば旗門不通過選手がいるにもかかわらずジャッジ権限のある役員が旗門不通過選手のBibNoを特定出来ないことが本件の最大の過失であることは間違いない。調査委員会の判断は、本来ジャッジ権限があった役員全員が行うべき旗門不通過者の特定を、抗議する選手側の責任にすり替えてなされたものであり、到底承服できるものではない。失格者リストに対象者と思われる選手がいない以上、失格リストは不正確・不合理であり、不正確な失格リストに基づいた本大会には明らかな誤審が認められ、主催者側の重過失により競技結果は不公正なものとなっている。

また、本大会は募集人数が250名で主催者側には250万円近い収入があると思われるが、旗門員がかなり少なかった印象がある。仮に主催者側が利益誘導のために旗門員を間引きしていたとすると、競技大会の公正性をないがしろにした中で、公認レースが特定クラブの利益の温床になりかねないと危惧している。

【都連への要望事項】

貴本部（及び調査委員会）に対して以下を要望する。

- ① 一連の事実関係を再検討し、本大会における大会役員の誤審認定を行うこと
- ② 本大会において看過できない重大な誤審が発生したことを速やかに HP で公表すること
- ③ 再発防止のため、次年度以降の都連公認レースにおいて全ての旗門に旗門員を配置すること
- ④ 旗門員を十分に配置できない場合は、主催者側の責任においてコース全景が確認出来るようにコース内の複数個所にビデオを設置し、旗門通過の客観的な証明が確実に出来るようにすること（選手・関係者はコース内で自由にビデオ撮影が出来ないため、選手側で完全なビデオ撮影することは不可能）
- ⑤ 上記の体制を確立できる団体にのみ公認を付与すること
- ⑥ 一人で参加している選手には証拠ビデオの提示は事実上不可能であることから、抗議要件から物的証拠の提出要件を削除すること（抗議の際の物的証拠の必要性を周知徹底することを検討されているようだが、選手側はコース内に自由に入れないため物的証拠を周知してもハードルが上がるだけで無意味）
- ⑦ 来シーズンまでに一連の再発防止策を HP で公表すること
- ⑧ 本大会の収支を調査し、十分な旗門員が正しく配置されていない理由が利益誘導目的でないことを確認すること。

また、貴本部をして主催者側に以下の対応をさせるよう要望する。

- ① 誤審を認めたくえで事案の重大性に鑑み、以下の関連事実を主催者 HP で公表し、今後 1 年間掲載させること
 - ・ 4 旗門の不通過をした選手の BibNo を全ての大会役員が見逃していたこと
 - ・ 選手側からの抗議があったにも関わらず、大会役員がそれを妨害したこと
 - ・ 誤審の証人が役員を含む複数名存在するにもかかわらず、抗議を認めなかったこと
 - ・ 結果的に間違った失格リストに基づいて順位が決定されたこと
- ② 誤審に基づいて順位決定したことを対象クラス的全選手への連絡の上、謝罪させること
 - ・ BibNo が特定出来ないため、被疑者を含めた全 [] 選手を対象にすること
 - ・ 実際には公式リザルトと別の結果があるが、失格者の BibNo が客観的に証明出来ないこと
 - ・ [] 本人が旗門不通過を認める場合には失格とし、リザルトを正しく修正すること
- ③ 主催者には一連の誤審大会の責任を取り、次年度の SAT 公認大会の申請を辞退させること（申請があった場合でも都連は公認せずに最低 1 回以上、競技本部役員による正常な大会運営を確認すること。）

注：1 件につき 1 枚ずつ使用のこと、必ず「理由」をお書きください。

質問等提出用紙は、5 月 14 日（土）18 時までに事務局宛にご送付ください。

住所〒102-0093 千代田区平河町1-4-15 平河小池ビル2F

FAXでも受付をしております。FAX03-3264-6540

2022年度

加盟団体長会議 要望・提案等回答

団体名	No 49 三鷹市スキー連盟		
種類	要望	提案	対象 競技
件名	日本アルペン主催の第56回アルペン複合大会における4旗門不通過の誤審認定と参加選手に対する謝罪、および再発防止に向けた公認大会のビデオ撮影導入の要望		
担当部意見	競技本部長 葦澤 新太郎		
<p>まずは、当連盟の公認大会の運営上で、ご不快な思いを抱かせてしまいましたことはこの場を借りてお詫びいたします。</p> <p>また、本抗議・要望への調査結果についてはすでにご回答の通りであり、現時点においても見解に変更はございません。整理すると以下のようになります。</p> <p><誤審、及び失格の事実認定について> 有効なジャッジの裁定もビデオ等の客観的な証拠も提示されておられませんので、失格についても、誤審についても、それを認める根拠が存在していません。また、仮にこれを認める場合は、第三者より抗議があると思われるかもしれませんが(本人も自身の失格を認めていません)、同様に失格の事実を証明し、誰もが納得できる裁定に至る根拠が存在していません。</p> <p><運営方法の改善の必要性について> 本件に関する調査では、正確なジャッジや運営が行える十分な役員(練度、人数ともに)が準備されていなかったことが疑義を生じさせる原因であったと推察しており、主催者も運営面での改善が必要であると認めていることから、具体的な改善について勧告、指導いたします。また、その改善の可否が今後の公認の判断基準になると考えます。</p> <p><今後の対策について> 公認申請が提出された後に、運営に関係するしかるべきメンバーに対して勧告、指導を行います。それらの理解や合意に基づき、当該大会の公認の可否、現場における監視、指導は、競技本部において適切に行うことにします。よってこれらについては競技本部にお任せいただきたいと思います。同時にいただいておりますご要望についても、これらの一連の動きの中で判断と合理的な対応をさせていただきたいと思います。</p>			